

## 【新制度】奨学金返還支援制度について

令和6年度より、県内の高等学校等に在学する生徒を対象とした奨学金返還支援制度を新設しました。

### ◆制度の対象となる者

対象者	①滋賀県奨学資金制度(奨学金部分)に基づき県から貸与を受ける者 ②県内の下記対象校種の学校に在学している者 ③成績評定平均値が3.5以上である者(1学期・2学期の成績) ④世帯の前年の収入の年額または世帯の当該年の収入の年額の見込額が非課税世帯相当(生活保護法による世帯の需要の年額の0.8倍以下)である者
対象校種	高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校の高等課程

### ◆支援内容

奨学金貸与額(月額18,000円～35,000円)の1/2を返還支援  
※県が返還支援金を交付。対象者は卒業後残額のみを返還していただきます。

### ◆申し込み方法

滋賀県奨学資金貸与申請時にあわせて奨学金返還支援金交付申請書に必要事項を記入し、在学する高等学校等を通じて滋賀県教育委員会にお申込みください。

### ◆問い合わせ先

滋賀県教育委員会事務局教育総務課 電話番号:077-528-4587

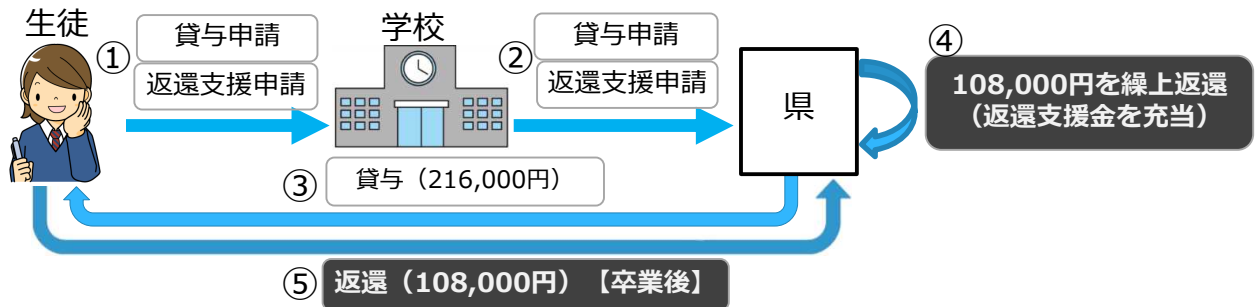
※裏面Q&Aもご参照ください。

## ■奨学金返還支援制度にかかるQ&A

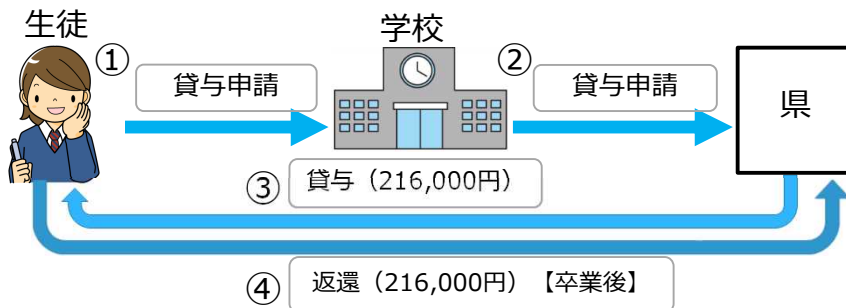
Q1.返還支援金というのは、奨学資金の貸与とは別に生徒や保護者が受給できるのでしょうか。手続きの流れはどのようなものでしょうか。

A. 返還支援金は、生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

【モデルケース】(公立(自宅)月額18,000円 4月～3月貸与)における手続きの流れは以下の通りです。



《参考》【通常】(返還支援の対象とならない場合)



Q2.返還支援の対象となる場合、どのようなスケジュールになりますか。

A. 以下のスケジュールを予定しております。(4月から貸与を受ける方の例)

4月	貸与申請、返還支援金交付申請
5月～7月	貸与決定通知、4～8月分貸与実施(1回目)
9月	9～12月分貸与実施(2回目)
12月	成績評定平均値根拠書類提出(学校⇒県)
1月	1～3月分貸与実施(3回目)
2月	返還支援決定通知
3月	貸与額の1/2について繰上返還(返還支援金を充当(県で手続き実施))

Q3.一度返還支援対象者となれば、卒業までずっと対象になりますか。

A. Q2のようなスケジュールで毎年度対象者を決定しますので、1年生で対象となっても、2年生の時点で要件を満たさない場合には、2年生での貸与は返還支援の対象とはなりません。また逆に、1年生で返還支援の対象とならなかった場合でも、2年生の時点で要件を満たす場合には、2年生での貸与は返還支援の対象となります。